

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 特定施設の構造等変更許可申請
 - 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出
 - 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定
 - 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止
 - 生活保護法等に基づく指定介護機関の事業の廃止
 - 生活保護法等に基づく指定施術機関の指定
- 【公告】
- 港湾隣接地域の指定についての公聴会の開催
 - 〃
 - 道路の位置の指定
 - 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

環境管理課

指導監査室

障害福祉課

〃

〃

〃

港湾課

〃

建築指導課

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第二十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の構造等の変更許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和二年一月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 岡山大鵬薬品株式会社

住所 備前市久々井1775-1

氏名 代表取締役社長 片山 峰伸

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 岡山大鵬薬品株式会社

所在地 備前市久々井1775-1

(3) 特定施設に関する事項

変更なし

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

雨水排水口No. 4を設置する。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間 令和二年1月21日から同年2月11日まで

(2) 場所 岡山県環境文化部環境管理課及び備前市役所

令和2年1月21日 岡山県公報 第12161号

◎岡山県告示第二十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和二年一月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

指定居宅介護事業所 笠岡学園

2 所在地

笠岡市金浦七三六番地五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人笠岡市社会福祉事業会

2 主たる事務所の所在地

笠岡市金浦七四六番地

三 廃止年月日

令和元年八月三十一日

四 事業所番号

三三一〇五〇〇七三

五 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

東タクシー・ケアサービスひまわり

2 所在地

小田郡矢掛町小田六六九九一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

令和2年1月21日 岡山県公報 第12161号

有限会社東タクシー

2 主たる事務所の所在地

小田郡矢掛町小田六六九九一

三 廃止年月日

令和元年八月三十一日

四 事業所番号

三三一二八〇〇六七

五 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ニチイケアセンター津山

2 所在地

津山市堺町一二番地 タツヤビル2F

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社 ニチイ学館

2 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田駿河台二一九

三 廃止年月日

令和元年十一月三十日

四 事業所番号

三三一〇三〇〇三八三

五 サービスの種類

同行援護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

備北介護センター「うらら」

令和2年1月21日 岡山県公報 第12161号

2 所在地

高梁市落合町近似一三九〇一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人 明愛会備北介護センター

2 主たる事務所の所在地

高梁市落合町近似一三九〇一

三 廃止年月日

令和元年十二月三十一日

四 事業所番号

三三一〇九〇〇二二四

五 サービスの種類

居宅介護

◎岡山県告示第二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年一月二十一日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	指定年月日
サカイ薬局瀬戸内店	瀬戸内市邑久町山田庄845-1	R1.11.5

◎岡山県告示第二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があつた。

令和二年一月二十一日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃止年月日
サカイ薬局瀬戸内店	瀬戸内市邑久町山田庄848-2	R1.11.4
藤井薬局	井原市芳井町与井122	R1.11.30

◎岡山県告示第二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和二年一月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業者

種 類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
居宅介護事業者	株式会社メデイクメント	岡山市北区上中野2-27-3	サカエ薬局瀬戸内店	瀬戸内市邑久町山田庄848-2	R1.11.4
介護予防事業者	株式会社メデイクメント	岡山市北区上中野2-27-3	サカエ薬局瀬戸内店	瀬戸内市邑久町山田庄848-2	R1.11.4
居宅介護事業者	藤井 清美	井原市芳井町与井122	藤井薬局	井原市芳井町与井122	R1.11.30
介護予防事業者	藤井 清美	井原市芳井町与井122	藤井薬局	井原市芳井町与井122	R1.11.30

◎岡山県告示第二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる施術機関を次のとおり指定した。

令和二年一月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

施術所を開設していない施術者

氏名	住所	指定年月日
城戸 秀昭	津山市東一宮46-9	R1.12.6

令和2年1月21日 岡山県公報 第12161号

〔一九〕港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の二第二項の規定により、次のおり港湾隣接地域の指定について公聴会を開催する。

令和二年一月二十一日

牛窓港湾管理者 岡山県
代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

- 日時 令和2年1月30日（木） 午後3時から
- 場所 瀬戸内市牛窓町牛窓4911番地
瀬戸内市役所牛窓支所1階住民相談室
- 予定地域の範囲
牛窓港綾浦地区（方位 真北）

次の1線から63線までの各線と水際線によって囲まれた区域のうち、64線から70線により囲まれた区域を除いた区域

1線 岡山県瀬戸内市牛窓町牛窓412番1の国土地理院三等三角点「牛窓山」（北緯 $34^{\circ} 37' 34''$ 1316, 東経 $134^{\circ} 09' 22''$ 6830）（以下「基点」という。）から $191^{\circ} 50' 30''$ 74199の方向に距離1,185.249mの地点より $198^{\circ} 28' 04''$ 4692の方向に水際線まで引いた線

2線	1線の起点から	$95^{\circ} 59'$	$59''$	978	6.000mの地点まで引いた線
3線	2線の終点から	$180^{\circ} 00'$	$0''$	000	15.000m
4線	3線の終点から	$105^{\circ} 00'$	$0''$	022	25.000m
5線	4線の終点から	$91^{\circ} 59'$	$59''$	968	15.000m
6線	5線の終点から	$71^{\circ} 59'$	$59''$	996	148.000m
7線	6線の終点から	$39^{\circ} 59'$	$59''$	992	64.000m
8線	7線の終点から	$45^{\circ} 30'$	$0''$	036	21.000m
9線	8線の終点から	$51^{\circ} 00'$	$0''$	009	23.000m
10線	9線の終点から	$60^{\circ} 59'$	$59''$	982	38.000m
11線	10線の終点から	$70^{\circ} 29'$	$59''$	999	45.000m
12線	11線の終点から	$87^{\circ} 59'$	$59''$	991	43.000m
13線	12線の終点から	$90^{\circ} 00'$	$0''$	000	135.000m
14線	13線の終点から	$102^{\circ} 50'$	$23''$	921	35.290m

令和2年1月21日 岡山県公報 第12161号

15線	14線の終点から	100° 14'	38"	081	37.643m	"
16線	15線の終点から	8° 26'	14"	567	42.684m	"
17線	16線の終点から	355° 48'	29"	481	42.483m	"
18線	17線の終点から	87° 10'	24"	842	29.334m	"
19線	18線の終点から	96° 58'	43"	813	25.283m	"
20線	19線の終点から	100° 00'	0"	011	6.000m	"
21線	20線の終点から	102° 29'	59"	820	8.500m	"
22線	21線の終点から	103° 30'	0"	007	157.620m	"
23線	22線の終点から	195° 39'	49"	637	73.769m	"
24線	23線の終点から	286° 03'	17"	384	98.498m	"
25線	24線の終点から	195° 09'	14"	634	15.136m	"
26線	25線の終点から	105° 08'	27"	785	94.414m	"
27線	26線の終点から	107° 44'	40"	702	11.504m	"
28線	27線の終点から	113° 04'	48"	678	20.542m	"
29線	28線の終点から	124° 12'	5"	6545	15.900m	"
30線	29線の終点から	114° 05'	43"	686	75.656m	"
31線	30線の終点から	122° 31'	25"	063	48.878m	"
32線	31線の終点から	140° 07'	23"	466	42.935m	"
33線	32線の終点から	146° 01'	14"	698	34.302m	"
34線	33線の終点から	141° 30'	11"	828	57.775m	"
35線	34線の終点から	142° 04'	34"	017	35.961m	"
36線	35線の終点から	152° 05'	26"	495	21.825m	"
37線	36線の終点から	152° 02'	10"	936	30.973m	"
38線	37線の終点から	71° 13'	19"	051	6.697m	"
39線	38線の終点から	141° 41'	1"	469	33.580m	"
40線	39線の終点から	133° 48'	41"	261	43.232m	"
41線	40線の終点から	71° 51'	37"	887	5.355m	"
42線	41線の終点から	102° 40'	49"	682	3.009m	"
43線	42線の終点から	122° 58'	10"	013	3.237m	"
44線	43線の終点から	143° 37'	34"	131	16.954m	"

令和2年1月21日 岡山県公報 第12161号

45線	44線の終点から	140°	53′	18″	990	20.190m	〃
46線	45線の終点から	134°	13′	52″	348	12.119m	〃
47線	46線の終点から	130°	13′	35″	076	12.277m	〃
48線	47線の終点から	106°	32′	18″	075	22.112m	〃
49線	48線の終点から	94°	50′	22″	951	15.654m	〃
50線	49線の終点から	96°	18′	6″	386	15.329m	〃
51線	50線の終点から	106°	06′	35″	307	5.136m	〃
52線	51線の終点から	76°	52′	37″	062	23.688m	〃
53線	52線の終点から	60°	53′	42″	948	14.079m	〃
54線	53線の終点から	54°	48′	53″	184	21.568m	〃
55線	54線の終点から	52°	28′	17″	651	22.068m	〃
56線	55線の終点から	40°	40′	6″	226	20.426m	〃
57線	56線の終点から	74°	30′	25″	214	45.007m	〃
58線	57線の終点から	79°	24′	17″	843	18.605m	〃
59線	58線の終点から	101°	58′	51″	444	37.164m	〃
60線	59線の終点から	107°	31′	56″	142	22.401m	〃
61線	60線の終点から	99°	1′	31″	757	47.521m	〃
62線	61線の終点から	52°	29′	30″	900	31.033m	〃
63線	62線の終点から	168°	25′	45″	069	〃	〃
64線	基点から160° 34′ 10″	6183の方向に距離1,065.497mの地点より	100° 25′ 2	3″	518の方向に距離65.779mの地点まで引いた線	〃	〃
65線	64線の終点から	189°	49′	46″	976	5.252mの地点まで引いた線	〃
66線	65線の終点から	100°	58′	48″	340	16.182m	〃
67線	66線の終点から	193°	53′	45″	533	24.137m	〃
68線	67線の終点から	281°	59′	44″	273	10.364m	〃
69線	68線の終点から	281°	9′	37″	107	68.916m	〃
70線	69線の終点から	64線の起点まで引いた線	〃	〃	〃	〃	〃

令和2年1月21日 岡山県公報 第12161号

〔二〇〕港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の二第二項の規定により、次のおおり港湾隣接地域の指定について公聴会を開催する。

令和二年一月二十一日

牛窓港港湾管理者 岡山県
代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

- 1 日時 令和2年1月30日（木） 午後3時から
- 2 場所 瀬戸内市牛窓町牛窓4911番地
瀬戸内市役所牛窓支所1階住民相談室
- 3 予定地域の範囲
牛窓港紺浦地区（方位 真北）

次の1線から59線までの各線と水際線によって囲まれた区域

1線	岡山県瀬戸内市牛窓町牛窓412番1の国土地理院三等三角点「牛窓山」（北緯34° 37′ 34″ 1316, 東経134° 09′ 22″ 6830）から214° 38′ 17″ 3144の方向に距離1,604.662mの地点より94° 46′ 42″ 2664の方向に水際線まで引いた線
2線	1線の起点から 32° 27′ 15″ 063 3.096mの地点まで引いた線
3線	2線の終点から 30° 04′ 34″ 412 28.858m ”
4線	3線の終点から 28° 02′ 41″ 891 6.014m ”
5線	4線の終点から 22° 03′ 32″ 756 5.798m ”
6線	5線の終点から 18° 04′ 1″ 616 8.112m ”
7線	6線の終点から 10° 33′ 41″ 145 5.171m ”
8線	7線の終点から 8° 05′ 0″ 088 16.218m ”
9線	8線の終点から 11° 34′ 9″ 065 17.672m ”
10線	9線の終点から 17° 15′ 29″ 556 4.582m ”
11線	10線の終点から 23° 17′ 55″ 634 13.083m ”
12線	11線の終点から 19° 00′ 11″ 600 10.290m ”
13線	12線の終点から 15° 03′ 52″ 550 5.737m ”
14線	13線の終点から 11° 49′ 8″ 150 6.277m ”
15線	14線の終点から 9° 35′ 43″ 132 21.750m ”

令和2年1月21日 岡山県公報 第12161号

16線	15線の終点から	7° 42' 19"	772	14.579m	"
17線	16線の終点から	5° 35' 26"	922	8.564m	"
18線	17線の終点から	356° 27' 17"	259	10.113m	"
19線	18線の終点から	350° 43' 17"	482	15.284m	"
20線	19線の終点から	350° 18' 16"	020	13.517m	"
21線	20線の終点から	346° 39' 18"	993	8.494m	"
22線	21線の終点から	344° 30' 33"	255	7.877m	"
23線	22線の終点から	336° 53' 35"	961	6.994m	"
24線	23線の終点から	332° 16' 8"	541	16.771m	"
25線	24線の終点から	331° 00' 10"	166	31.904m	"
26線	25線の終点から	330° 07' 22"	284	25.548m	"
27線	26線の終点から	350° 42' 40"	546	4.092m	"
28線	27線の終点から	352° 25' 33"	016	25.066m	"
29線	28線の終点から	357° 03' 43"	898	6.180m	"
30線	29線の終点から	336° 59' 22"	676	3.408m	"
31線	30線の終点から	312° 38' 4"	708	7.990m	"
32線	31線の終点から	80° 38' 22"	346	83.761m	"
33線	32線の終点から	78° 46' 5"	813	13.296m	"
34線	33線の終点から	73° 40' 1"	832	7.069m	"
35線	34線の終点から	56° 01' 14"	913	3.902m	"
36線	35線の終点から	37° 16' 43"	113	25.008m	"
37線	36線の終点から	32° 35' 54"	766	105.072m	"
38線	37線の終点から	302° 35' 54"	766	11.577m	"
39線	38線の終点から	32° 46' 24"	244	128.768m	"
40線	39線の終点から	122° 12' 44"	935	44.794m	"
41線	40線の終点から	209° 40' 13"	512	84.839m	"
42線	41線の終点から	216° 55' 49"	229	7.644m	"
43線	42線の終点から	212° 47' 8"	611	98.336m	"
44線	43線の終点から	212° 58' 48"	992	90.824m	"
45線	44線の終点から	166° 53' 35"	216	3.144m	"

令和2年1月21日 岡山県公報 第12161号

46線	45線の終点から	101° 44' 49"	059	45.063m	"
47線	46線の終点から	33° 30' 37"	363	82.781m	"
48線	47線の終点から	122° 48' 58"	429	16.264m	"
49線	48線の終点から	213° 23' 0"	502	76.418m	"
50線	49線の終点から	101° 44' 49"	059	49.492m	"
51線	50線の終点から	152° 28' 35"	258	4.713m	"
52線	51線の終点から	102° 10' 20"	556	71.592m	"
53線	52線の終点から	15° 17' 44"	372	5.745m	"
54線	53線の終点から	104° 11' 13"	626	21.888m	"
55線	54線の終点から	103° 07' 29"	167	120.295m	"
56線	55線の終点から	103° 47' 16"	151	182.437m	"
57線	56線の終点から	193° 46' 8"	814	32.983m	"
58線	57線の終点から	98° 02' 58"	328	61.603m	"
59線	58線の終点から	198° 28' 4"	789		の方向に水際線まで引いた線

令和2年1月21日 岡山県公報 第12161号

〔二一〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県美作県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和二年一月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指 定 年 月 日 番 号 岡山県指令美作局 建第六〇一五号 令和二年一月十四 日	道 路 の 位 置 勝田郡勝央町福吉字駒途四一七番五	道路の幅員 (メートル) 五・〇〇	道路の延長 (メートル) 一〇三・〇 〇
--	-------------------------------	-------------------------	-------------------------------

令和2年1月21日 岡山県公報 第12161号

〔二二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年一月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市秦字東池田一五四―七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市秦三四三四

橋本 智之

三 許可番号

岡山県指令建指第二一八号